

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市仁尾町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南部幹線地区）を行うことについて令和6年4月11日適当と決定した。

その関係書類を三豊市農政部土地改良課において令和6年4月24日から同年5月14日まで縦覧に供する。

令和6年4月19日

香川県知事 池 田 豊 人